

◎新潟県告示第787号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三条こどもクリニック	三条市西本成寺2丁目4番24号	平成24年5月7日
東三条まもる眼科	三条市東三条1-15-23	平成24年5月7日
上越市役所前 やまもとクリニック	上越市木田1丁目3-31	平成24年5月14日
医療法人社団 中村皮ふ科クリニック	上越市北城町2丁目3番24号	平成24年5月1日
越後さんとう歯科診療所	長岡市浦9761	平成24年5月1日
田村歯科クリニック	長岡市泉1丁目2番1号	平成24年5月1日
すみれ薬局 木田店	上越市木田1丁目3-32	平成24年4月20日
アイン薬局 燕店	燕市大字佐渡字浦田185-1	平成24年5月1日
アイン薬局 長岡店	長岡市神田町3丁目2-9	平成24年5月1日
三条ひかり調剤薬局	三条市東三条1-15-29	平成24年5月7日
アイン薬局 六日町店	南魚沼市六日町2646-5	平成24年5月1日